

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社四国通信システム	代表者氏名	榮 勇男
主たる営業所の所在地	四万十市不破上町1907-19		
許可番号	高知県知事 (般－6)第8081号	許可を受けている建設業の種類	通

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 8 年 8 月 26 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第29条第 1 項第 2 号（同法第 8 条第12号該当）		
処分の内容			
1 建設業法第29条第 1 項第 2 号（同法第 8 条第12号該当）に基づく許可の取消し			
2 取消しをする建設業			
電気通信工事業			
処分の原因となった事実		許可要件の欠落	
有限会社四国通信システムの代表取締役である榮勇男は、土佐清水市が行った「宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事（電気設備）」の指名競争入札に関し、株式会社井上電工の当時の代表取締役であった小野和幸及び当時の土佐清水市長、同市議会議員と共謀し、最低制限価格の教示を行い、株式会社井上電工に当該工事を落札させた。 このことにより、令和 8 年 6 月 10 日付けで高知地方裁判所から刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 60 条及び刑法などの一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）による改正前の刑法第 96 条の 6 第 1 項の規定に違反するものとして、懲役 1 年 2 月執行猶予 3 年の有罪判決を受け、同日に刑が確定した。 このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項			

問い合わせ先

高知県土木部土木政策課建設業振興担当

常石、田辺

電話（088）823－9815